

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年二月十六日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「令和四年度」を「令和六年度」に、「令和五年度」を「令和七年度」に、「〇・〇八八〇」を「〇・〇九九〇」に改める。

第十一条中「令和四年度」を「令和六年度」に、「令和五年度」を「令和七年度」に、「四万四千四百円」を「四万六千八百円」に改める。

第十二条中「六十六万円」を「八十万円」に改める。

第十四条第一号イ中「及び法第百十七条第二項の規定による拠出金」を「法第百十七条第二項の規定による拠出金及び法第一百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」に改め、同条第三号中「被保険者均等割総額」の下に「の四十八分の五十一に相当する額」を加える。

第十六条第一項第三号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第四号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附則に次の見出し及び二条を加える。

（令和六年度における所得割率及び保険料の限度額等の特例）

第四十三条 令和六年度において、広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、第十二条中「八十万円」とあるのは、「七十三万円」とする。

一 昭和二十四年三月三十一日以前に生まれた者

二 令和七年三月三十一日以前に法第五十条第二号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和二十四年四月一日から昭和二十五年三月三十一日までに生まれた者で七十五歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内の住所を有しなくなったものを除く。）

第四十四条 令和五年の基礎控除後の総所得金額等が五十八万円を超えない者に対して課する令和六年度における所得割率については、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は六十七万円とし、法第一百条第三項に規定する後期高齢者負担率は百分の十一・二四とする。

3 第一項の場合における所得割率は、〇・〇九二〇とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。